

保 保 発 0 9 1 5 第 1 号
年 管 管 発 0 9 1 5 第 2 号
令 和 8 年 9 月 1 5 日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省保険局保険課長
厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

賃金要件の撤廃及び当該撤廃に伴う適用除外等の特例に係る
事務の取扱いについて

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下「令和7年改正法」という。）の一部が令和8年10月1日（以下「施行日」という。）に施行されることに伴い、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和8年政令第276号）及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和8年厚生労働省令第138号）が同年9月11日に公布され、その内容については、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の公布について」（令和8年9月11日付け保発0911第6号・年発0911第2号）により日本年金機構理事長宛て通知されたところであるが、賃金要件の撤廃及び当該撤廃に伴う適用除外等の特例に係る事務の取扱いについては、下記のとおりであるので、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

第1 賃金要件の撤廃及び撤廃に伴う適用除外等の特例の概要

1 賃金要件の撤廃

令和7年改正法による改正前の健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第9号ロ及び改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第

12 条第 5 号ロにおいて、短時間労働者が健康保険・厚生年金保険（以下「被用者保険」という。）の適用対象となる要件の一つである賃金要件について規定されているところ、最低賃金の引き上げに伴い労働時間要件を満たせば賃金要件を満たすことから、当該要件は施行日において撤廃されることとなっている。

2 賃金要件の撤廃に伴う適用除外等の特例

（１）賃金要件の撤廃の適用除外の特例

適用事業所に使用される 70 歳未満の短時間労働者（健康保険においては適用事業所に使用される短時間労働者）のうち、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 7 条の規定の適用を受ける労働者であって、所定内賃金が月額 8.8 万円未満であるもの（以下「特定減額特例対象者」という。）は、賃金要件が撤廃され被用者保険が適用されると、被用者保険の保険料負担が報酬に比して過大になる場合があることから、当分の間は被保険者としていないこととされた。

（２）特定減額特例対象者の任意加入制度の創設

（１）の措置により特定減額特例対象者は被用者保険の被保険者とならないところ、特定減額特例対象者のような報酬月額が低い者であっても、老後の保障や万が一の場合に備えたセーフティネットを拡充する観点から、標準報酬月額に基づく保険料を負担してでも被用者保険に加入することを特定減額特例対象者が望む場合は、申出により被用者保険の被保険者となることができることとされた。

ただし、最低賃金法第 7 条の適用を受ける所定内賃金月額が 8.8 万円未満の短時間労働者については、厚生年金保険の 70 歳以上被用者に該当しないこととする。

第 2 賃金要件の撤廃に伴う事務

賃金要件の撤廃に伴う日本年金機構（以下「機構」という。）における「被保険者資格取得届」等に係る事務については、変更がないものとする。

第 3 賃金要件の撤廃に伴う適用除外等の特例に伴う事務

1 被用者保険の資格取得の申出

（１）特定減額特例対象者の資格取得の申出

特定減額特例対象者は、事業主を経由して機構に、次のア及びイの事項を記載した申出書（別紙 1）を提出することにより被保険者となることができ

ることとする。なお、被保険者の資格を取得するために事業主の同意は必要ないこととする。

ア：氏名、生年月日及び住所

イ：勤務する事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

健康保険の被保険者となる申出と厚生年金保険の被保険者となる申出は同時に行わなければならない。この場合において、全国健康保険協会が管掌する健康保険にかかる申出については厚生年金保険に係る申出書に併記して行うものとし、健康保険組合が管掌する健康保険に係る申出については健康保険組合に対して別途提出するものとする。

（２）事業主の届出

事業主は、特定減額特例対象者から被保険者の資格取得の申出書の提出があったときは、速やかに、当該申出書とともに「被保険者資格取得届」を機構に提出することとする。

機構は受理日をもって資格取得を行い、「資格取得確認および標準報酬決定通知書」を事業主に送付することとする。この場合において、事業主は申出をした特定減額特例対象者に当該通知書の内容を通知することとする。

なお、事業主から申出書のみ又は「被保険者資格取得届」のみが提出された場合、機構は事業主に申出書又は「被保険者資格取得届」を添えて再度提出するよう連絡し、申出書及び「被保険者資格取得届」が合わせて提出された日を受理日とすることとする。

２ 被用者保険の資格喪失の申出

（１）特定減額特例対象者である被保険者の資格喪失の申出

特定減額特例対象者である被保険者は、事業主を経由して機構に、次のア及びイの事項を記載した申出書を提出することにより、いつでも被保険者資格を喪失することができることとする。

ア：氏名、生年月日及び住所

イ：勤務する事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

健康保険の被保険者資格を喪失する申出と厚生年金保険の被保険者資格を喪失する申出は同時に行わなければならない。この場合において、全国健康保険協会が管掌する健康保険に係る申出については厚生年金保険にかかる申出書に併記して行うものとし、健康保険組合が管掌する健康保険に係る申出については健康保険組合に対して別途提出するものとする。

（２）事業主の届出

事業主は、特定減額特例対象者である被保険者から資格喪失の申出書の提

出があったときは、速やかに、当該申出書とともに「被保険者資格喪失届」を機構に提出することとする。

機構は、受理日の翌日をもって資格喪失を行い、「資格喪失確認通知書」を事業主に送付することとする。この場合において、事業主は申出をした特定減額特例対象者に当該通知書の内容を通知することとする。

なお、事業主から申出書のみ又は「被保険者資格喪失届」のみが提出された場合、機構は事業主に申出書又は「被保険者資格喪失届」を添えて再度提出するよう連絡し、申出書及び「被保険者資格喪失届」が合わせて提出された日を受理日とすることとする。

特定減額特例対象者である被保険者が申出以外の原因により資格喪失する場合の取り扱いは、特定減額特例対象者である被保険者以外の被保険者（一般被保険者及び短時間労働者。以下「一般被保険者等」という。）が資格喪失する場合と同様とする。

また、特定減額特例対象者である被保険者が70歳に到達した場合は、70歳到達による厚生年金保険の資格喪失は職権で行い、「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を事業主に送付することとする。ただし、特定減額特例対象者である被保険者が70歳に到達する前に一般被保険者等に該当していた場合は被保険者の区分変更の届出が必要であるため、被保険者が70歳到達する前に事業主へ送付する文書において事業主に確認を促すこととする。

3 被保険者区分の変更の届出

一般被保険者等が特定減額特例対象者に該当し、かつ同一の事業所に引き続き使用される場合は、その該当日に特定減額特例対象者である被保険者となったものとみなされるため、事業主は当該事実が発生した日から5日以内に「被保険者区分変更届」を機構に届け出ることとする。

また、特定減額特例対象者である被保険者が特定減額特例対象者でなくなり、同時に一般被保険者等の資格に該当し、かつ同一の事業所に引き続き使用される場合は、その該当日にその者が引き続き一般被保険者等の資格を有していたものとみなされるため、事業主は当該事実が発生した日から5日以内に「被保険者区分変更届」を機構に届け出ること。

機構は、「被保険者区分変更届」の処理後に事業主に「区分変更通知書」を送付すること。

4 70歳以降の被保険者区分の変更

特定減額特例対象者は適用事業所に使用される70歳未満の短時間労働者（健康保険においては適用事業所に使用される短時間労働者）であることから、70歳以上の一般被保険者等が特定減額特例対象者である被保険者に区分変更する場合、事業主は「被保険者区分変更届」に合わせて「厚生年金保険70歳以上被用者不該当届」を機構に届け出ることとする。

70歳以上の健康保険の特定減額特例対象者である被保険者が一般被保険者

等に区分変更する場合は、厚生年金保険の70歳以上被用者に該当することから、事業主は「被保険者区分変更届」に合わせて「厚生年金保険70歳以上被用者該当届」を機構に届け出ることとする。

第4 暫定的な事務取扱い

一般被保険者等から特定減額特例対象者である被保険者への被保険者区分の変更及び特定減額特例対象者である被保険者から一般被保険者等への被保険者区分の変更について、施行日から令和9年1月31日までの間は次のとおり取り扱う。

- 1 「被保険者区分変更届」を受付後、令和9年1月31日まで入力処理を保留する。「被保険者区分変更通知書」を送付するまでに一定期間を要することから、届書の受付等について事業主に連絡する。
- 2 令和9年2月1日以降、速やかに入力処理を行い、「被保険者区分変更通知書」を事業主に送付する。

第5 組保管掌健康保険に加入している事業所に使用されている特定減額特例対象者からの申出

特定減額特例対象者としての被保険者の得喪に係る申出は、健康保険と厚生年金保険双方の申出ができる者にあっては同時に行わなければならない。健康保険組保管掌健康保険に加入している事業所に使用されている特定減額特例対象者から資格取得の申出があった場合、事業主は資格取得の申出書及び「被保険者資格取得届」を機構と健康保険組合の双方に提出しなければならない。この際、申出が受理された日に健康保険・厚生年金保険の資格を取得することになるため、機構と健康保険組合に同時に提出するように事業主へ周知すること。

また、組保管掌健康保険に加入している事業所に使用されている特定減額特例対象者の被保険者の資格喪失の申出についても、申出が受理された日の翌日に健康保険・厚生年金保険の資格を喪失することになるため、上記の対応とすること。

第6 その他

- 1 特定減額特例対象者である被保険者について、定時決定及び随時改定における支払基礎日数等は短時間労働者と同じく取り扱うこと。
- 2 最低賃金法第7条の規定の適用を受ける者であっても、1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数の4分の3以上の場合は一般被保険者（短時間労働者でない被保険者）として資格取得すること。
- 3 特定減額特例対象者である被保険者の資格取得及び資格喪失の申出に事

業主の同意は要しないが、資格取得及び資格喪失の申出書は事業主を経由して機構に提出されるため、特定減額特例対象者から年金事務所に対して事業主が速やかに届出を行わないことについて相談があった場合は、年金事務所から事業主に対して、当該申出に事業主の同意は不要であり申出書を受けた事業主には届出義務があること、届出を行わない場合は法令違反となることを説明し届出を指導すること。

健康保険
厚生年金保険

特定減額特例対象者 被保険者資格取得/喪失申出書

令和 年 月 日

フリガナ		昭和 平成 令和	年 月 日
①氏名			
③住所			
④事業所名称			
⑤事業所所在地			
⑥事業主氏名			
⑦申出理由	1 任意取得を希望します。 / 2 任意喪失を希望します。		

【特定減額特定対象者の任意加入及び任意喪失について】

- ・ 特定減額特例対象者とは、最低賃金の減額の特例を受けている短時間労働者のうち所定内賃金が月額88,000円未満である方です。
- ・ 特定減額特例対象者は、原則として健康保険及び厚生年金保険の加入対象ではありませんが、申出をすることで加入することができます。加入する場合、事業主の同意は不要です。
- ・ 健康保険及び厚生年金保険に任意加入した特定減額特例対象者は、申出をすることで被保険者資格を喪失することができます。喪失する場合も、事業主の同意は不要です。
- ・ 日本年金機構が申出書を受理した日に被保険者資格を取得し、申出を受理した日の翌日に被保険者資格を喪失します。

【手続きについて】

- ・ 特例減額特例対象者が任意加入または任意喪失する場合、申出者(従業員)は、事業主を経由して日本年金機構に申出書を提出してください。
- ・ 申出者(従業員)は、申出書の氏名・生年月日・住所等の欄を記入して事業主に提出してください。⑦申出理由欄は、該当する理由(1または2)を○で囲んでください。
- ・ 事業主は、「被保険者資格取得届」または「被保険者資格喪失届」を作成し、申出者(従業員)から提出された申出書とあわせて日本年金機構に提出してください。
- ・ 健康保険組合に加入している場合は、同時に組合へ届出が必要です。申出の受理日(喪失の場合は受理日の翌日)の属する月が日本年金機構と健康保険組合で異なると、保険料発生月に差が生じるためご注意ください。

受付印